



12. 木造住宅の耐震関係補助金

(1) 耐震診断費補助金

耐震診断とは、壁の配置や建物の傷み具合を目視により調査し、その建物に必要な強さと現在実際に持っている強さを比較し、評価します。診断希望者が見附市に耐震診断を申し込み、耐震診断にかかった費用を診断士に全額支払った後、市から診断希望者に対し補助します。

対象者	市内に補助対象となる木造住宅の所有者または居住者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
補助金額	下表のとおり
受付期間	令和8年4月13日（月）から令和8年11月20日（金）まで ※令和8年12月4日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

延べ面積	診断費用	補助金額 (限度額)	自己負担額
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡を超え175㎡以下	80,000円	70,000円	
175㎡を超え240㎡以下	100,000円	90,000円	

※診断費用は（社）新潟県建築士会長岡支部見附ブロック会との協定金額を参考として示しています。

※延べ床面積が240㎡を超える場合は、超えた面積1㎡につき500円が自己負担額に加算されます。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062



(2)耐震設計費補助金

木造住宅の耐震設計費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業	次のアからウのいずれかの工事に必要な耐震設計が対象 ア 全部改修工事 イ 部分耐震改修工事 ウ 部分耐震改修後の全体改修工事 ※補助事業の施工者は新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業所とする。
補助金額	設計に要する費用の 2 分の 1 (上限 10 万円)
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 11 月 20 日 (金) まで ※令和 8 年 12 月 4 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(3)耐震改修費補助金

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が補助するものです。工事着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業 補助金額	表のとおり ※補助事業の施工者は新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業所とする。
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで ※令和 8 年 12 月 4 日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

工事の区分	補助額	工事内容
全体改修工事	耐震改修に要した費用の 3 分の 2。100 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 90 万円）	基礎や壁等を補強し改修後の上部構造評点を 1.0 以上とする工事
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の 3 分の 2(上限 30 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
シェルター補強工事 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	シェルター補強に要した費用の 9 分の 8(上限 40 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
部分耐震改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 9 分の 8。70 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 60 万円）	上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅を 0.7 以上または 2 階建て住宅の 1 階を 1.0 以上とする工事
部分耐震改修後の全体改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 3 分の 2（上限 30 万円）	部分耐震改修を実施した住宅の上部構造評点を 1.0 以上とする工事

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(4)木造住宅除却支援事業補助金

木造住宅の除却費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ②耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下の住宅 ③居住誘導区域又は地域コミュニティゾーン内にある木造住宅 ④主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外 ⑤併用住宅は過半以上が居住部分である住宅 ⑥過去に耐震改修工事を行っていない住宅
対象事業	次のア又はイの事業 ア 対象者が所有する対象住宅であって、現に居住の用に供しているものの除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある市内の住宅等に住替えを行う事業 イ 対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる対象住宅であって、過去に居住の用に供していたものの除却工事を実施し、建替えにより自らが居住する住宅を建築する事業 ※施工業者は、新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人または個人事業主であって次のいずれかの者に限ります。 ・建築業法にて「建築工事一式」または「解体工事」の許可を受けた者。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律にて「解体工事業者」として登録された者。 ※住宅の全部を除却する工事が対象です。一部を残して除却する場合対象になりません。
補助金額	除却工事に要する費用の 23% (上限 30 万円)
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 11 月 20 日 (金) まで ※令和 8 年 12 月 4 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062